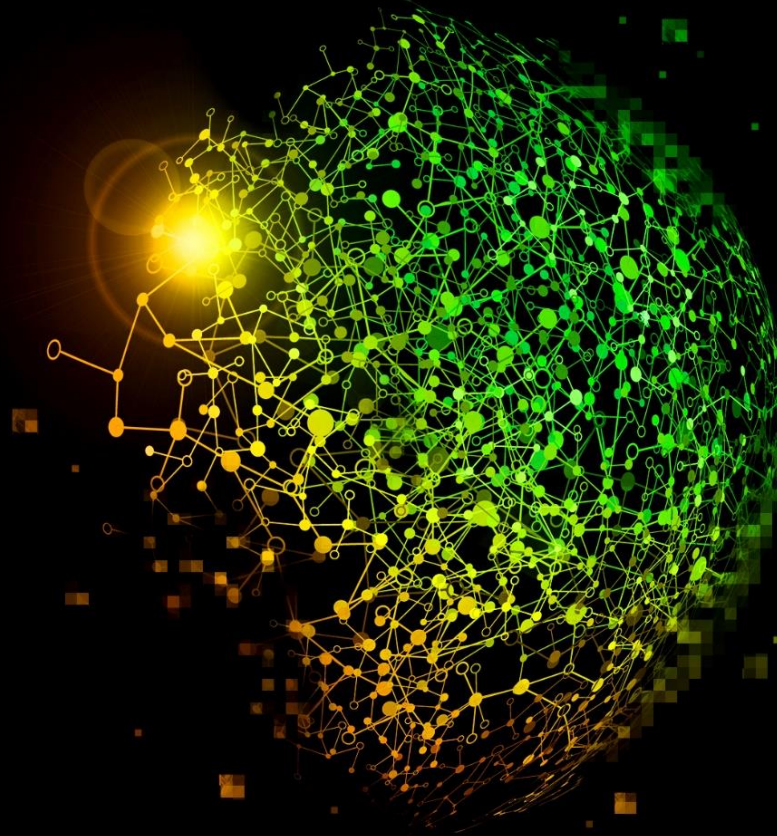


**Deloitte.**



**Deloitte Vietnam**

**ベトナムにおける直近の税務・関税調査の動向・傾向**

2021年12月13日



高石 元

日系企業サービスグループ ディレクター

+84 28 710 14342  
gtakaishi@deloitte.com



- 2002年よりベトナムにDeloitte Vietnamに在籍。ベトナムに進出する各日系企業の会計・監査・税務の各種コンプライアンス業務並びにアドバイザリー業務・M&A業務のサポートを多数実施
- ベトナム在住歴19年の経験をベースに、ベトナム国内の各種諸事情に精通し本社グループの方針を理解しつつ、ベトナムの実情にも合わせた助言・支援を多数実施
- Deloitte Vietnam日系企業サービスグループのリーダーとして、デロイト各国の専門家と強く連携し、国や専門領域を跨いだ業務支援を多数展開
- 公認会計士(米国・ベトナム)
- ベトナム国内における会計・税務・内部統制や不正及びM&Aに関する講演及び寄稿を多数

# 第1部 ベトナムにおける直近の税務調査の動向・傾向

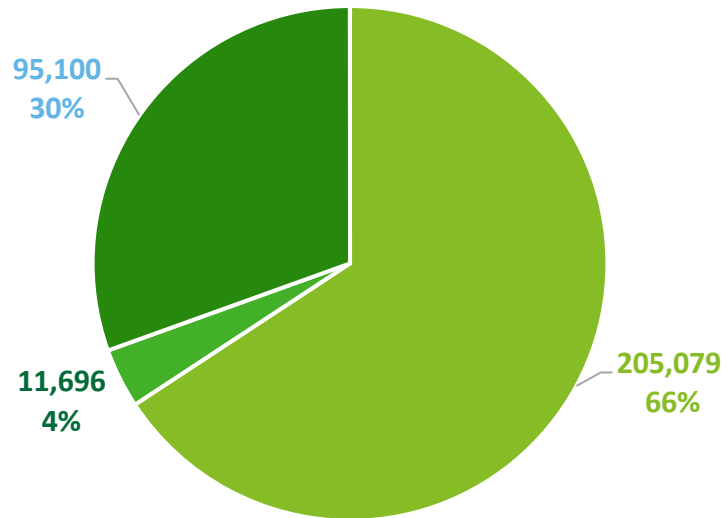
# 第一部 ベトナムにおける直近の税務調査の動向・傾向

1. 2021年度税込確保の状況
2. Withコロナの状況下における税務調査の動向並びに特徴
  - 今後想定される税務調査の傾向及び税務局のアプローチ
  - Withコロナ以降の税務調査で良く見られる指摘・更正項目並びに留意事項
  - Withコロナ以降の税務調査に対する必要な事前準備

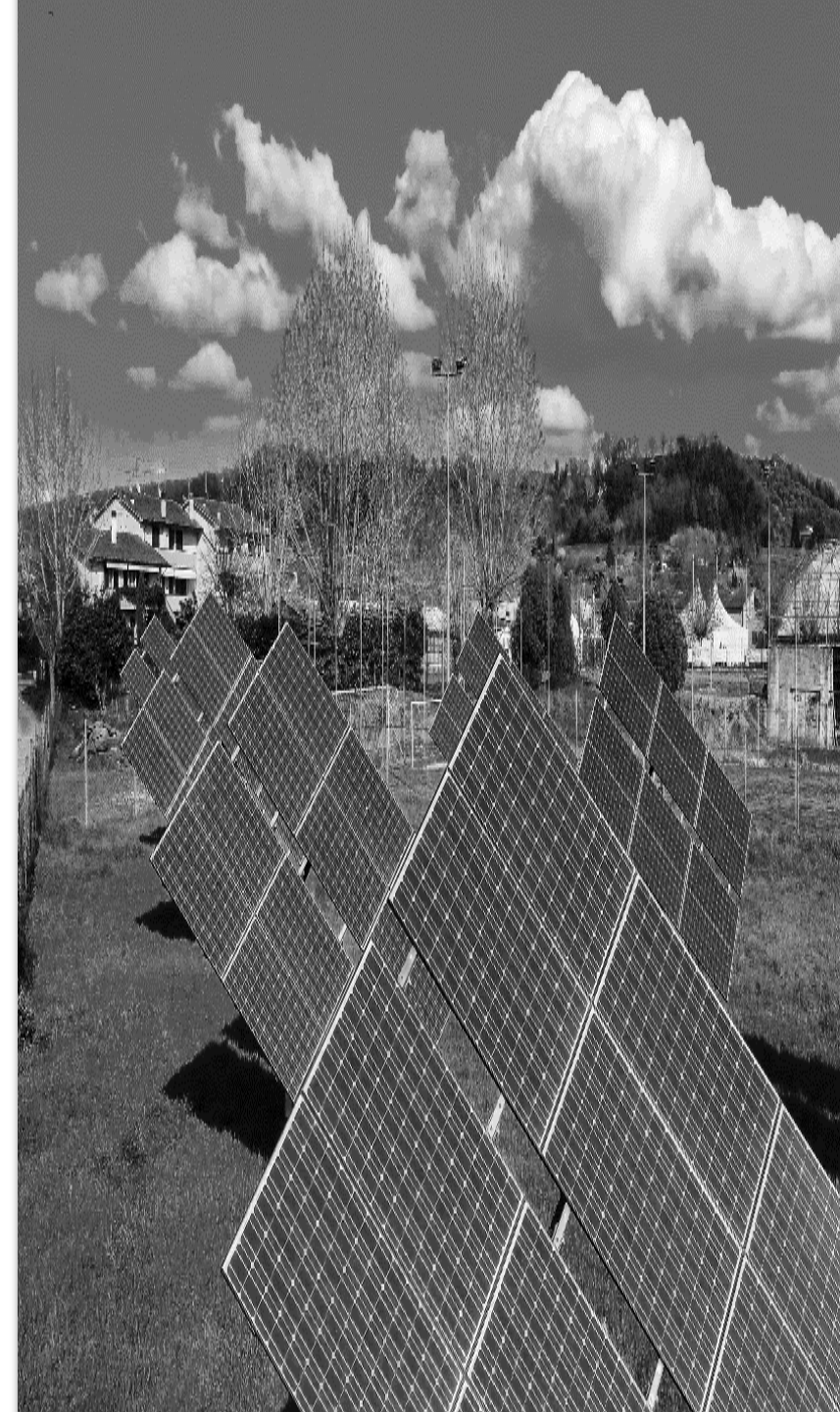
Appendix

# 1. ベトナム税収確保の状況

- 2021年10月末日迄のベトナム全土の税収：VND1,224.3 billion  
- 年初予算の **91.1%** 達成
- 2021年10月末日迄のホーチミン市の税収：VND311,895 billion  
- 年初予算の **85.5%** 達成：(前年同期比) **7.3%増**



- Domestic revenue
- Oil revenue
- Import - Export Activities
- Other revenue



## 2. Withコロナの状況下における税務調査の動向並びに特徴 ー今後想定される税務調査の傾向及び税務局のアプローチ

各法人の収益の深刻な悪化やベトナム国外からの人の移動・投資の制限等による法人税・個人所得税等の税収の大幅な落ち込み

Covid-19の感染状況に伴い、実施された厳しいロックダウン政策が、ベトナムの税収に大きなインパクトを与えている

税務調査実施件数の大幅な減少に伴う更正額やペナルティー徴収額の深刻な落ち込み

Withコロナ以降の税務調査では、今まで以上に厳格な調査が実施される可能性が高い

- オンライン税務調査が主流となり、対象会社への実査日数が減り、1件当たりの調査時間の短縮。
- 税務調査時間短縮に伴い、指摘・更正事項に対する抗弁の機会や更正額減少の為の交渉の機会の減少が見込まれる。
- 妥当性・合理性・実在性の立証が難しい曖昧な取引・契約に関する実態主義重視に基づいた調査の強化(コンプライアンス目的の形式要件の具備必須だが不十分)
- アグレッシブな税務調査が増加し、億円単位の更正税額(ペナルティー含む)が徴収されるケースも急増。
- (他の税項目では税務調査が終了している年度に対する)移転価格のみの税務調査

## 2. Withコロナの状況下における税務調査の動向並びに特徴

### ー 税務調査でよく見られる指摘・更正項目並びに留意事項 (1/4)

#### ロイヤリティー支払い対価に対するチャレンジ

Withコロナ前後から関連会社へのロイヤリティー支払対価の妥当性に対するチャレンジが**激増**  
今まで以上に、以下の項目に対する厳格化がなされている

1. ベトナム法人に対する経済的ベネフィットの検証(経済合理性の検証)
2. 実在性の検証
3. ロイヤリティー料率の妥当性検証
4. 管轄科学技術局へのロイヤリティー登録(技術に関連する技術移転契約等が対象)

#### Point !

1. 形式要件の具備
2. 実態主義重視に基づいたエビデンス提示の**厳格化**
3. 上記1～4 **全ての要件**を満たす必要がある (※)

※3は日本本社で検証済みである場合が多いが、それだけでは不十分

注：直近はロイヤリティー契約に対するチャレンジが多いが、関連会社間の役務提供契約に対する調査も実施されている。

## 2. Withコロナの状況下における税務調査の動向並びに特徴

### 一 税務調査でよく見られる指摘・更正項目並びに留意事項 (2/4)

厳格な税務調査の下で想定される、その他の要因(形式要件不備や不適切申告・管理)

形式要件や必要記載事項漏れの契約・取引・出費に関する法人税法上の損金不算入化

#### 例示

1. 技術移転法遵守違反(2018年7月1日以降、新規締結或いは更新される技術移転契約やロイヤリティー契約等の管轄科学技術局への登録漏れ)
2. 税関調査において更正・ペナルティー対象となった輸入原材料分の損金不算入化
3. 展示会やサンプル品供与等のプロモーション活動の管轄商工業局への登録並びに活動報告書提出
4. 各種福利厚生費用についての社内規定或いは労働契約書への明確な記載

#### Point !

法人税法以外のベトナム諸規定への遵守違反(手続き含む)も法人税法上、損金不算入となる。  
各種手続きや所定規則への記載漏れ・不適切管理・申告の指摘は非常に容易である点に留意が必要。

☞形式要件不備は今後、より積極的に更正されるリスクが高い



## 2. Withコロナの状況下における税務調査の動向並びに特徴

### － 税務調査でよく見られる指摘・更正項目並びに留意事項 (3/4)

移転価格税務調査において想定される税務局からのチャレンジ①-Covid前からよくある事例

Withコロナ以降の税務調査で最も狙われやすい税務領域として、**移転価格税制**が挙げられる。

移転価格税務調査において頻出の指摘・更正事項

1. BMSの無い移転価格文書(文書未作成含む)⇒みなし推定課税**リスク大**
2. 税務調査対象年度の中で**利益率が低い年度**のみに対する課税
3. BMSにおいて中央値以下の場合、中央値までの調整

また、**赤字**の比較対象会社はBMSから除外される可能性が非常に高く、**要注意**

#### Point !

上記の様な更正事例はWithコロナ前から頻繁に行われており、Withコロナ以降、より厳格な税務調査実施が想定される中で、**より更正リスクが高まる領域**となる可能性が高い。



該当している年度がある場合、税務調査リストへの掲載を待つ事なく**早急に対策**を講じる必要がある。ディフェンスの為の資料・データ・エビデンスを出来るだけ収集し、補足分析を行う事が望ましい。

## 2. Withコロナの状況下における税務調査の動向並びに特徴

### － 税務調査でよく見られる指摘・更正項目並びに留意事項（4/4）

#### 移転価格税務調査において想定される税務局からのチャレンジ②－Covid 19関連費用調整の可否

- 現在、Covid-19状況下に相当する決算年度の調査は未実施であるため、実例は存在しないが、ベトナム税務局はCovid-19関連費用の移転価格税制上における営業利益調整には消極的な印象（なお、所定要件を満たせば、法人税法上の損金算入は可能となる方向）。
- OECDガイダンスの解釈に沿う形でCovid-19関連費用の移転価格税制上の調整を可能にしてもらうための働き掛けも行われている

商工会での働きかけの結果を待つだけでなく、考えられ得る対策を今から考えていく事が重要！

#### 対策一例

- Covid-19により低利益率に陥った日系企業は、公的な商業統計等を参照し自社の売上高減少または経費増加をサポートする準備が望まれる
- Covid-19により一定期間において稼働が急落・停止した期間が数か月に及ぶ場合は、当該期間を分析対象期間から除外するなどの特殊要因分析の準備をすることも検討が望まれる

## 2. Withコロナの状況下における税務調査の動向並びに特徴

### － Withコロナ以降の税務調査において必要な事前準備とは

今後の税務調査は、

- ・ オンラインベースによる効率・短縮化により、Face to Faceで交渉できる機会が減少する。
- ・ 当局の収税確保の意識がより強くなり、これまで以上に厳格な税務調査が実施される可能性が高い。

など、企業側にとってのハードルがより高まることが想定され、**入念かつ計画的な事前準備が不可避**となる。



そのために重要なのは、、、

- 頻繁に改訂される税制ルール・実務上の解釈を**適時に把握**すること。
- 過去・現在の文書や税務処理が、現状の税務局の見解と整合性が取れているか**アップデート**が必要。
- 税務上の**ウィークポイント/リスク領域**の適時把握
  - ・ 赤字決算・低利益等の年度については、過去の更正事例に基づき、適時適切な対策の検討が望ましい
  - ・ 妥当性の立証が難しい実態主義に基づいた指摘事項に対する合理的な説明・データ・分析を含むディフェンス文書の作成(Best Effortベース)
- 年初に税務調査対象企業リストに入っていないかどうか確認する
- 実際の税務調査の際には、トレンド・内部事情を熟知した税務調査チームとの適切な交渉・コミュニケーションが出来る専門家を起用する事が、税務更生リスクを低減させる為にも今まで以上に重要



Withコロナ以降の税務調査においては、事前に相当入念な準備が必要になる可能性がある。  
税務調査リストにより調査対象になっている事を確認してからの対応着手では、十分な準備が出来なくなる可能性も考慮に入れる必要がある。

# Appendix

# ベトナムにおける税務調査マネジメント

## 2021年における税務調査の動向

### 目的

- 納税者のコンプライアンス強化
- COVID-19 状況下、予算達成のための徴税増加



01

**税務調査の再開:** 現状、緩やかな再開に留まっているが、22年以降は大々的な調査実行に移る可能性が高い

02

**調査業務におけるITの活用推進:** 電子手帳の活用、調査をサポートするソフトウェアやTP調査用に業界の利益率データベースを開発

03

**リスクベースの調査手法の適用:** 予算の歳入に重大な影響を与える問題（税金還付、税制優遇措置）については、税務調査時の税務処理がより保守的かつ厳格になる

04

**他所管官庁の関与:** 長期的なロックダウンにより、2021年においては、State Audit等の他所管官庁が関与する調査は大幅に減少。22年以降再開が見込まれており、それに伴い管轄税務局による税務調査も厳格化される可能性が高い

05

**税務調査におけるフォーカス領域:** 不動産、資本譲渡、税還付、移転価格、電子商取引、優遇税制

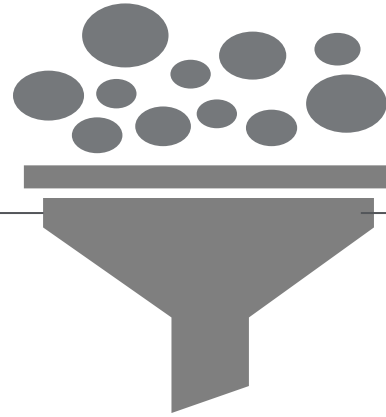
(\*) Summary based on the directive documents of the MOF, the tax authorities and Deloitte's observations







# 税務当局の視点からみた税務調査ターゲット企業選定基準

## 税務当局のリスク管理システム（TPR）によって選択

- ✓ TTRソフトウェアは16の基準で構成される（例：財務データの変動、未払税金の可否、コンプライアンス記録など）
- ✓ GDTにより、毎年、特定の基準が選定される
- ✓ 納税者は税リスクのレベルによって評価されます

90%



- 高リスク   税制優遇措置、TP
- 中リスク   小売、ホスピタリティ、不動産
- 低リスク  

## トピックによる選択

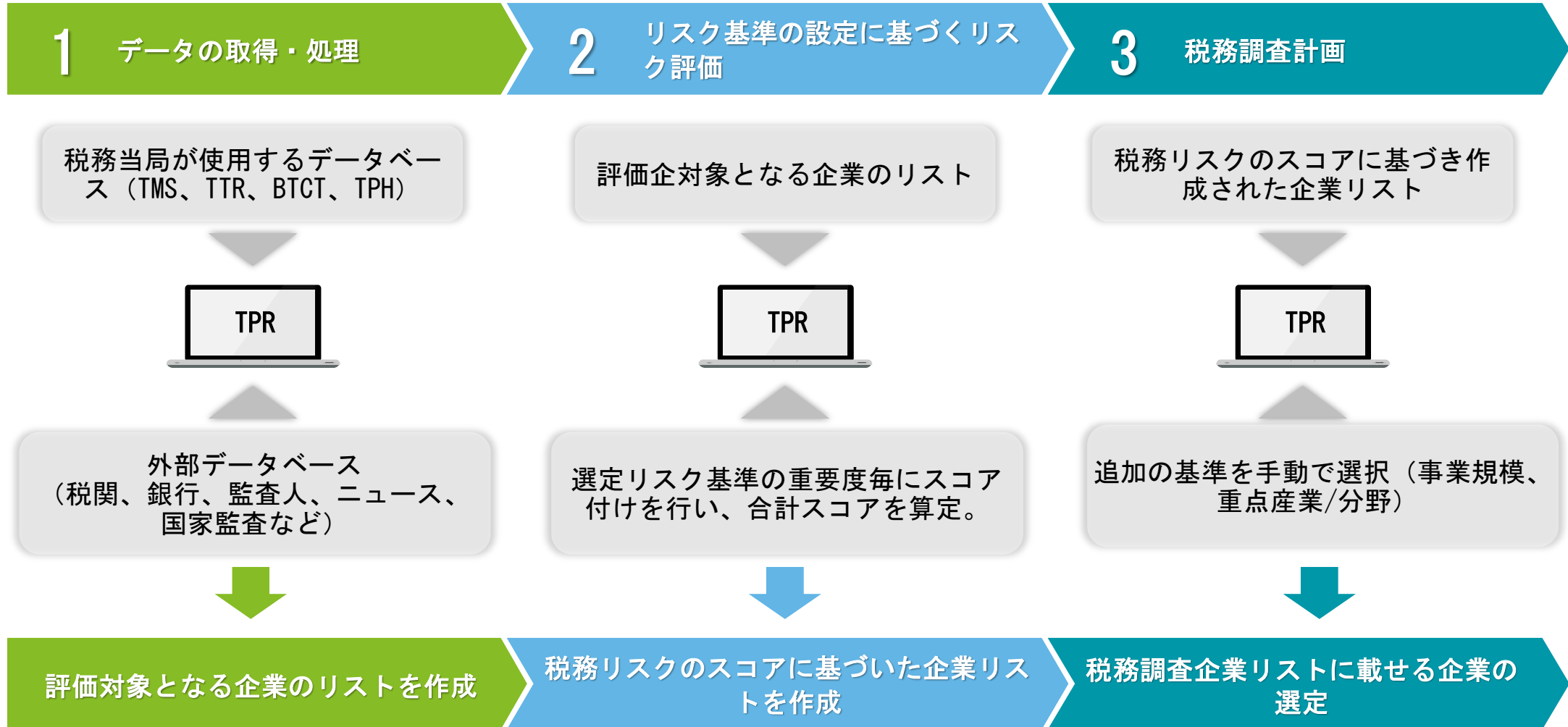
- ✓ **高リスク領域**（インセンティブ、資本譲渡、税還付など）および**高リスク産業**（小売、ホスピタリティ、不動産など）
- ✓ 上位組織（MOF、GDTなど）の指示、または地方税務局からの提案

10%

- 1年間に選択される調査企業数：検査対象企業は、ベトナムにおける全活動企業の16%~20%となっており、その内、1~2%がTax Inspection、15-18%がTax Auditの対象（Article 24 Circular 204/2015 / TT-BTC）

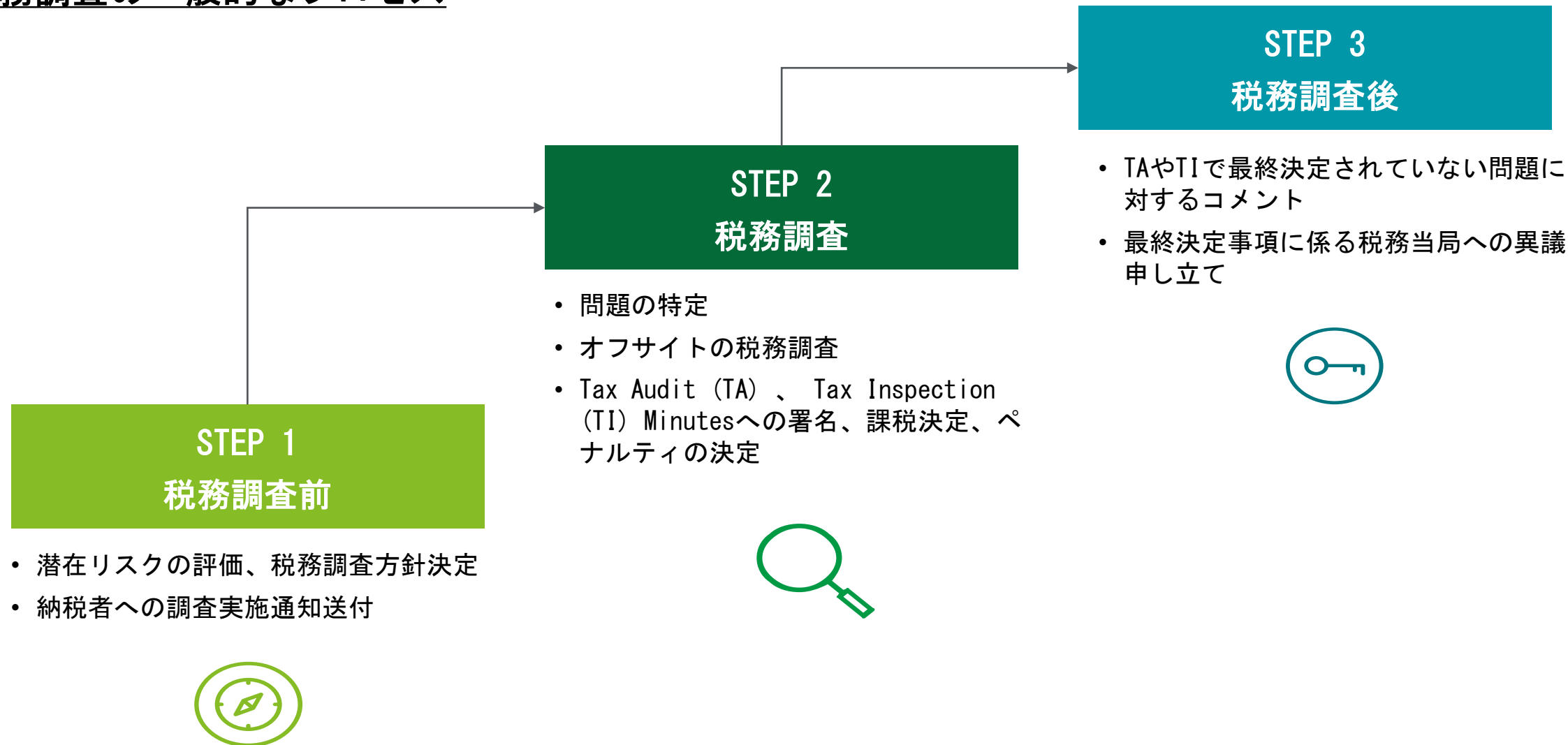
- 注意：
- 管轄税務当局による税務調査以外に、他の当局による税務調査が実施されるケース有り：State Audit、Government Inspectorate、Province Inspectorate等
- 2017年5月17日付けの首相による指針20号 / CT-TTgによると、企業に対する税務調査は、1年に1回以上行ってはいけない
- 税務調査が重複して実施される事は無い旨、保証されている。

# 税務当局のリスク管理体制



# ベトナムにおける税務調査マネジメント

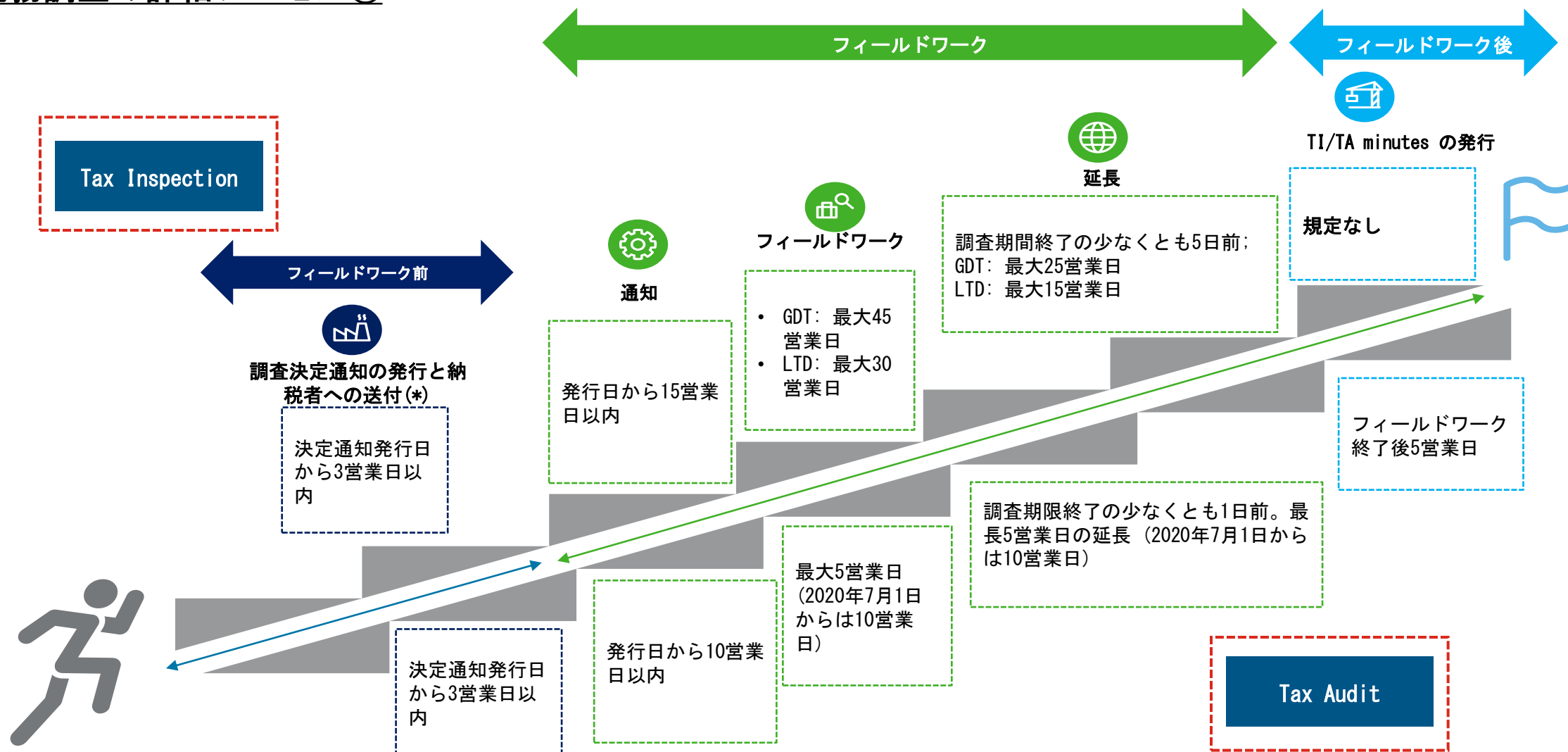
## 税務調査の一般的なプロセス





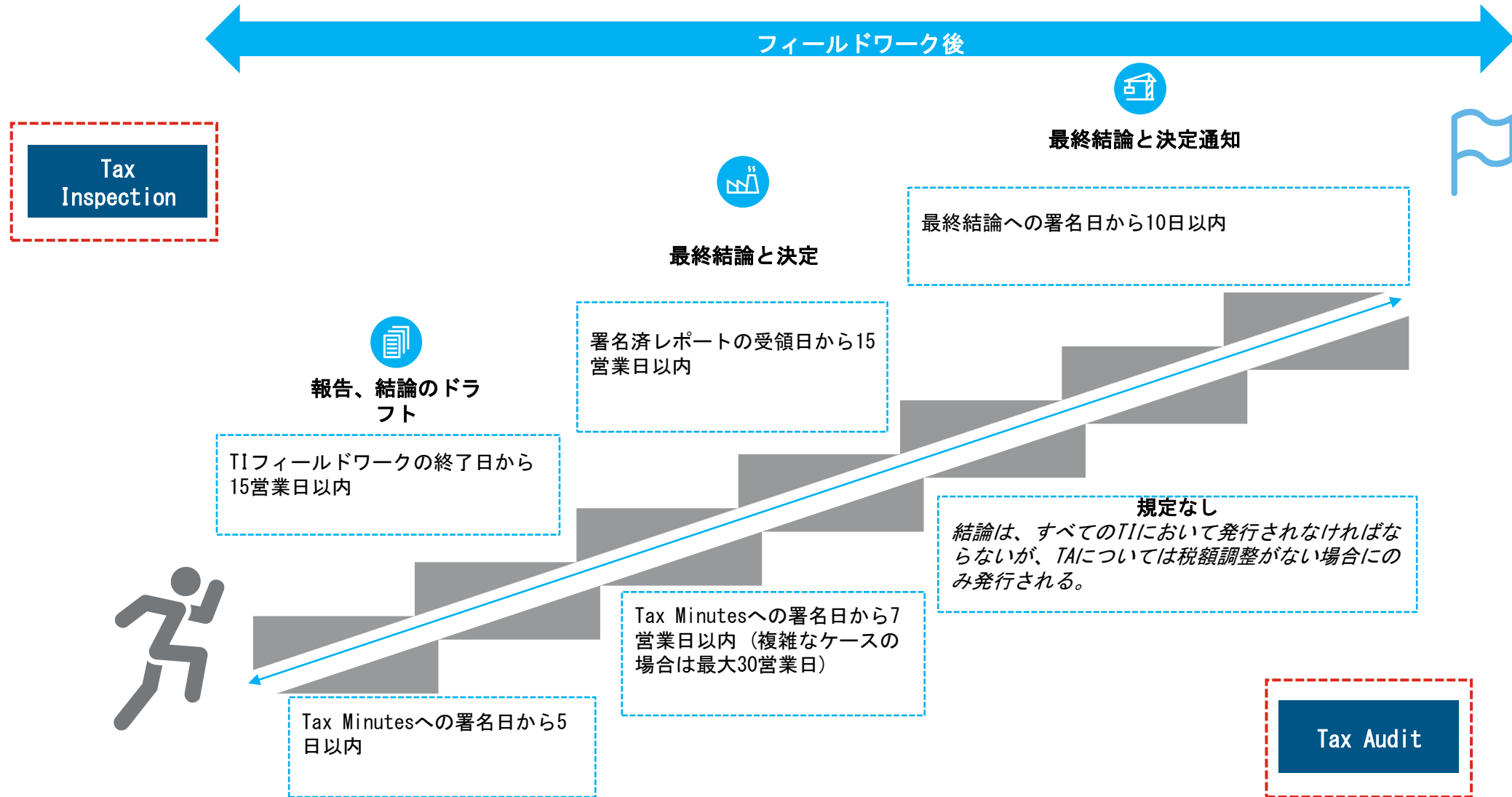
# ベトナムにおける税務調査マネジメント

## 税務調査の詳細プロセス①



# ベトナムにおける税務調査マネジメント

## 税務調査の詳細プロセス②



## 第2部 ベトナムにおける直近の関税調査の動向・傾向



## 原田 潤一

日系企業サービスグループ ディレクター

+84 93 454 6959  
junharada@deloitte.com



- 1996年日本の大手監査法人に入所、製造業・卸売業、通信販売業、小売業等、上場会社から株式公開準備会社の監査業務、内部統制構築支援、J-SOX等内部統制のコンサルティング業務、ITに関するアドバイス業務において20年以上の経験を有する。
- 2014年6月に他のBIG 4 ファームのベトナム・ハノイ事務所に勤務
- 2021年1月よりデロイトベトナム・ハノイ事務所に勤務（至現在）
- ベトナム日本商工会等において、会計・税務等各種のセミナー講師を務める。

# 第二部 ベトナムにおける直近の関税調査の動向・傾向

## 1. 関税監査における留意点

- 1.1 直近の関税監査の状況
- 1.2 EPEの在庫差異に対する課税
- 1.3 CITへの影響

## 2. 最近のトピックス

- 2.1 EPEの国内販売に対する規制（EPEとNon EPEの差異）
- 2.2 税関がEPEに要求する3要件



# 1. 関税監査における留意点

## 関税監査における留意点

### 1.1 直近の関税監査の状況

#### 税関総局からのOL

税関総局（GDC）は、2021年10月11日にOL4797を発行し、各地方税関局に対し、Covid-19が統制されるまで2021年に計画されている税関事後調査を延期するよう要請した。

#### 当局の予算達成状況

関税部門の2021年の予算は、目標額 VND 315,000 billion (USD 13.4 billion) に対し、11月末時点で、達成額 VND 350,000 billion (USD 14.8 billion) と、既に111%の達成率となっており、そのため、2021年は税関当局としても事後調査を行う必要のない状態となっている。

以上から、2021年については、原則的には税関の事後調査は行われないと考えられるが、2022年にCovid-19が落ち着いたタイミングで、事後調査が再開されるため、準備しておく必要がある。

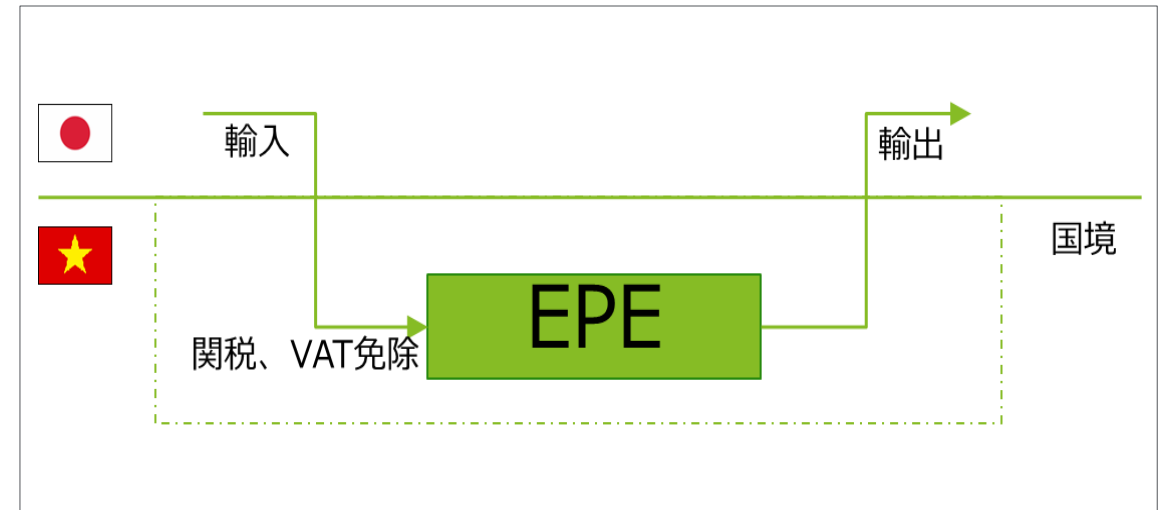
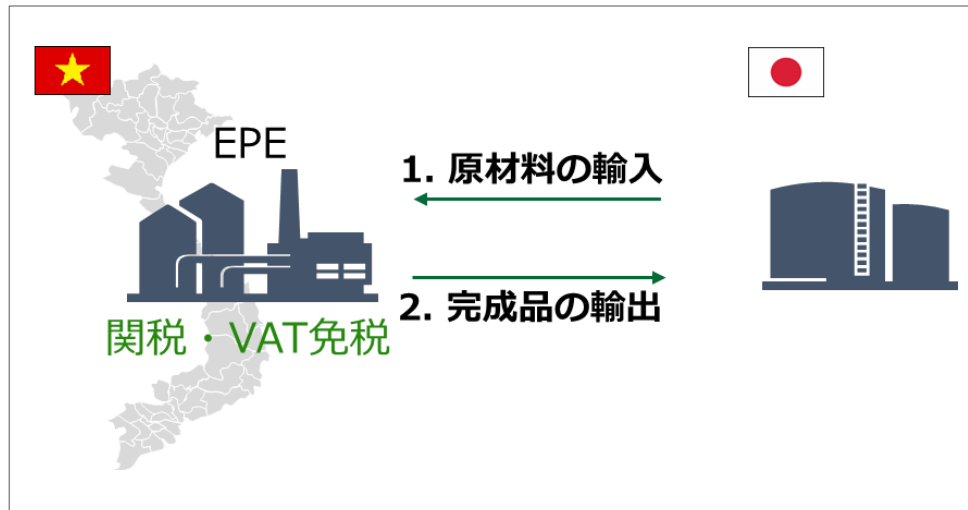
2021年に行われた事後調査での最も多い事例は、EPEの在庫差異（BOM関連）となっている。

## 関税監査における留意点

### 1.2 EPEの在庫差異に対する課税

EPE (Export Processing Enterprise) とは、「輸出加工区内で設立され、操業している企業」または「工業団地内または経済区内で操業し、製品すべてを輸出する企業」をいう。

→ 「輸出用の製品の製造に特化した企業」として、優遇（関税・VATの免除）が認められている。



#### 留意点

- EPEがベトナム国内に販売した場合は、その時点で関税及びVATが課税される。
- Non-EPEであっても、輸出生産の為の材料の輸入については関税及びVATが免除される。



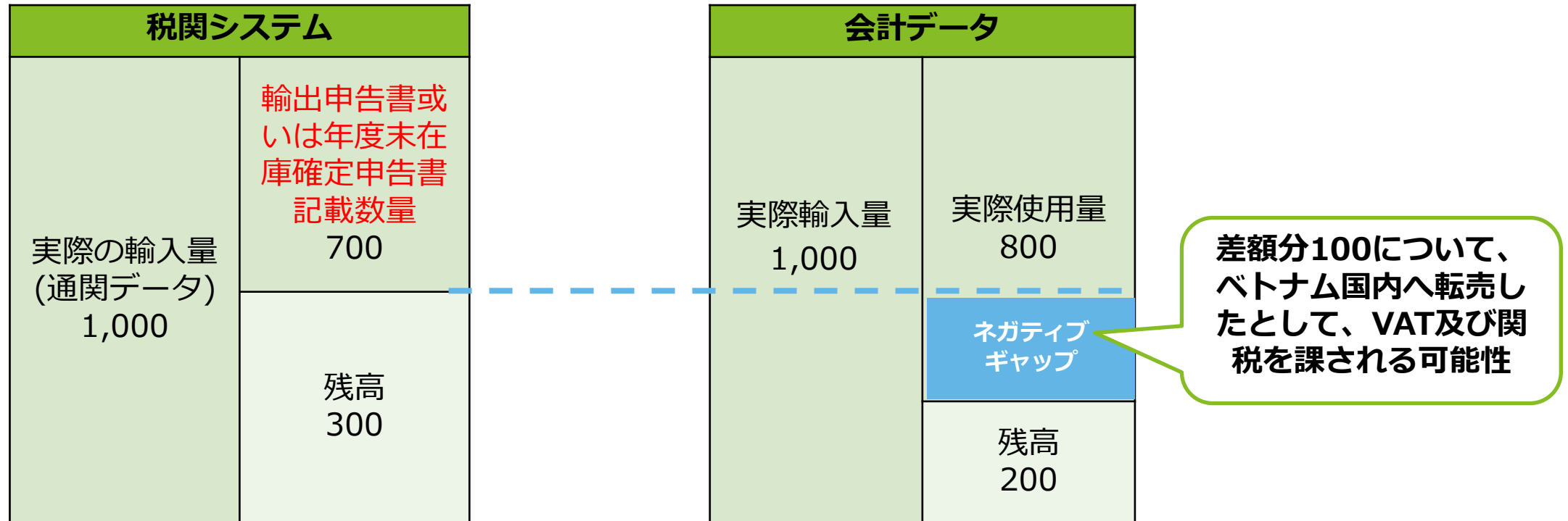
## 関税監査における留意点

### 1.2 EPEの在庫差異に対する課税

#### 【BOMに関する問題点】

BOM（Bill of Materials）とは、製品を製造するために使用する原材料の標準消費量の事。

在庫差異は、税関当局が把握する標準消費量を元に計算された在庫残高と、会社の会計データ上の在庫残高の差額。



※会計データに記録されている在庫数と税関システム上の在庫数との差異（税関システム> 会計データの場合）について無申告で国内に転売しているものとみなされ、当該差異部分について、輸入関税・VAT並びにペナルティーが科せられる

## 関税監査における留意点

### 1.2 EPEの在庫差異に対する課税

#### 【在庫差異への課税】

在庫差異、すなわちBOM(標準消費量)、ロス率と帳簿在庫との不整合が発生しないよう配慮する。

- 定期的にBOM、ロス率を見直す仕組みを社内で確立する。
- すなわち、生産部門で把握しているデータと帳簿在庫との整合性を確認し、差異が発生している場合は、BOM, ロス率を実績値に置き換えるという手順（仕組み）を社内手続きとして確立する。

時期別	対応策
2015年以降2018年以前分	社内で管理している実績BOMを確認し、誤りがあれば修正しておく
2018年以降分	既に提出した実績BOMを再確認し、誤りがあれば修正しておく

※ 税関監査では5年分遡る可能性がある事に注意

## 関税監査における留意点

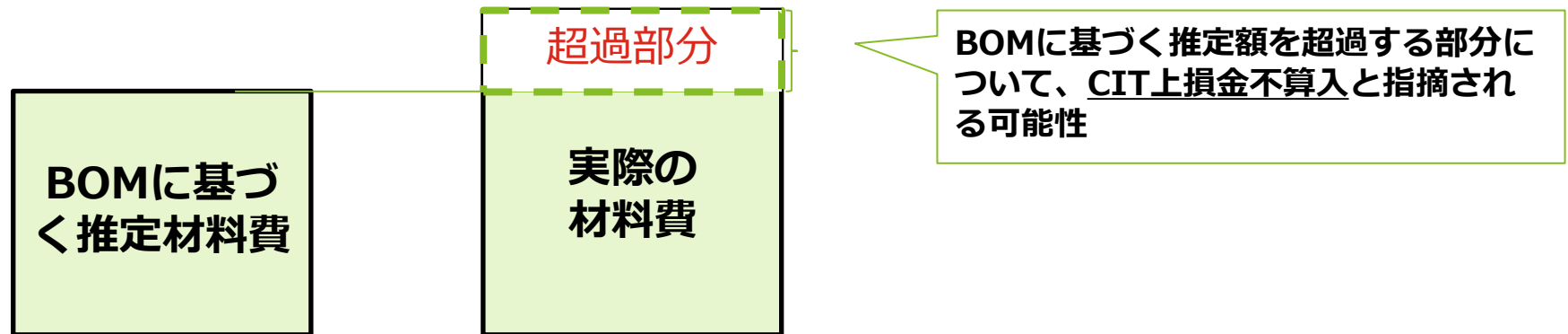
### 1.3 CITへの影響

#### オフィシャルレター3720/TCT-CS（GDT, 2018年10月1日付発行）

もし税務当局が、企業が実際の消費レベルと一致しない材料費を報告していることを発見した場合、税務当局は税関事後調査の結論を利用することができる。

また、税関当局に提出された材料毎の標準消費量（BOM）は税金を考える基礎とされる

→税関事後調査でBOMの指摘を受けた場合、CITの税務調査においても、当該指摘を基に、追徴が発生する可能性がある事に注意



## 2. 最近のトピックス

## 最近のトピックス

### 2.1 EPEの国内販売に対する規制

#### EPEとNon-EPEの違い（VATと関税）

EPEとNon-EPEとで、輸入材料（輸出生産用）と輸入設備（固定資産として利用）に対する、VATと関税の取扱いは、以下のとおり。

	EPE		Non-EPE	
	VAT	関税	VAT	関税
輸入材料 (輸出生産用)	対象外	対象外	対象外	対象外
輸入設備 (固定資産利用)	対象外	対象外	対象 10%	対象外 <small>ただし、工業団地 のプロジェクトに関するもので、リストを提出し登録が必要</small>

#### 留意点

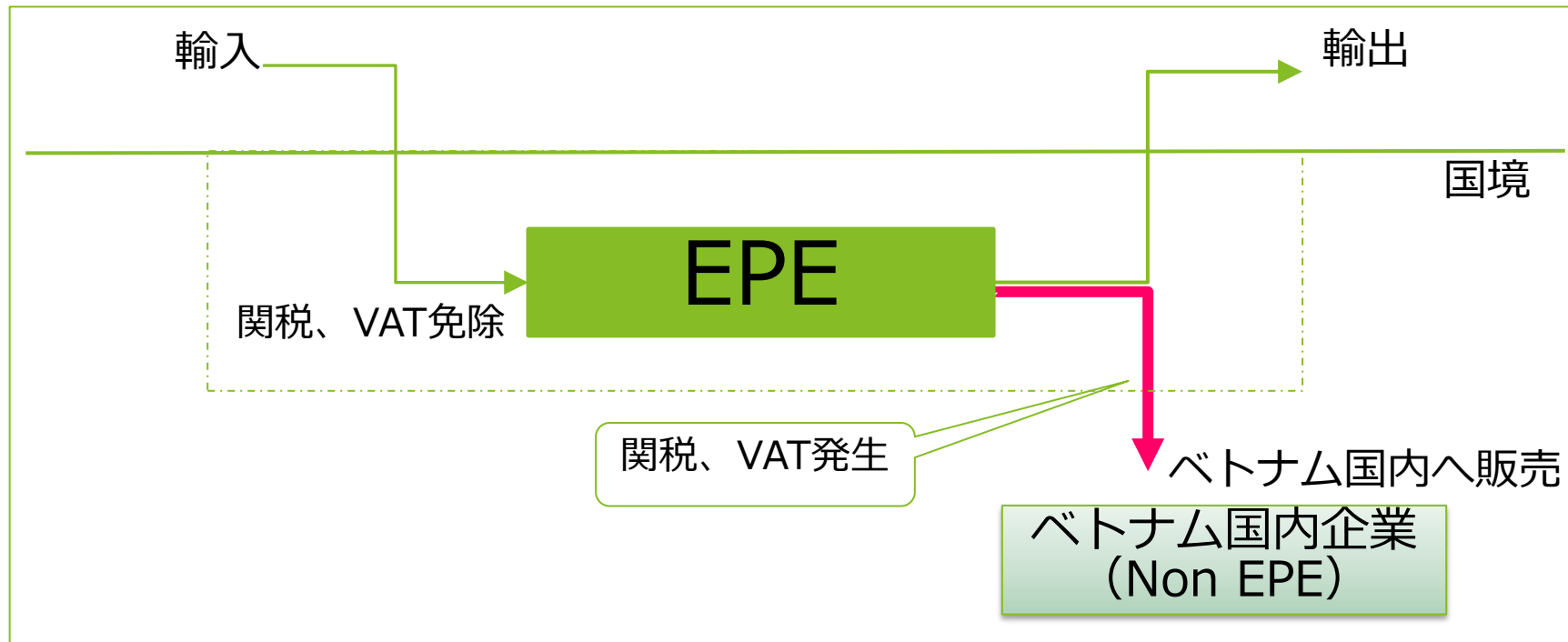
- EPEがベトナム国内に販売した場合は、その時点で関税及びVATが課税される
- EPE及びNon-EPEがトレーディング（生産せずに販売）を行った場合は、関税及びVATが課税される。  
→EPEの関税及びVATの免除、Non-EPEの輸入材料に関する関税及びVATの免除は、製造輸出の場合に限られる。

## 最近のトピックス

### 2.1 EPEの国内販売に対する規制

#### EPEの国内販売の上限規制

EPEがベトナム国内に販売する際に上限規制はあるのか？



以前から、EPEのベトナム国内への販売は認められる（関税及びVATは発生する）ものの、一定の制限があるものと考えられてきた。

現状、ベトナム国内への販売がかなりの割合を占めている会社もあるが、特に問題となっているケースはない。

## 最近のトピックス

### 2.1 EPEの国内販売に対する規制

#### EPEの国内販売の上限規制

2018年10月29日発行のオフィシャルレター (OL13245/BTC-TCDN)によると、Non EPEのサムスン電子グループの会社がEPEに変更しようとした際に、売上のうちの輸出比率が75%であり、EPEの条件を満たさないとして、EPEへの変更を却下されている。



- ▶ すなわち、Non EPEからEPEへのステータス変更の際、ベトナム国内への販売割合が25%の場合EPEの条件を満たさないと読み取れる。



- ▶ 今後、既存のEPE（特に25%以上のベトナム国内への販売を行っている会社）にも影響を及ぼす可能性があるので、要注意。

## 最近のトピックス

### 2.2 税関がEPEに要求する3要件（概要）

2018年7月のDecree82により新規設立のEPEについてライセンス発行時に税関当局の見解が必要となった。その後、2021年4月のDecree18により、既存の全てのEPEについても、1年以内に3要件について税関の検査を受け、承認を受ける必要があることが明確となった。

2018年7月10日  
Decree 82 施行



ライセンス当局は、EPEのライセンス発行にあたり、税関当局の見解（検査）を受ける必要性について言及

2020年6月9日  
OL3778発行



税関当局によるEPE要件確認のための検査項目が明確化(以下3要件)

1. 外壁フェンスの設置
2. 24時間365日監視カメラシステムの設置
3. 在庫管理システムの設置

2021年4月25日  
Decree18 施行



既存EPEについても、1年以内に3要件について税関の検査を受ける必要性について明確化

2021年6月  
OL2687, OL2762発行



3要件について補足説明



## 最近のトピックス

### 2.2 税関がEPEに要求する3要件（概要）

#### 既存のEPEが実施しなければならない事（重要）

政令18により、既存のEPEは2022年4月24日まで（政令18の施行日から1年以内）に、3要件を満たしている旨の承認を税関から得る必要がある。

手順	必要な手続
<b>Step 1</b>	3要件を満たしていると判断したら、EPE側から <u>税関に届け出る</u> (Form25)
<b>Step 2</b>	届け出から10営業日以内に、 <u>税関はEPEに対して検査を実施し結果を通知する</u> (Form26)
<b>Step 3</b>	3要件を満たしていない場合、EPEは <u>2022年4月24日までに</u> 税関から再検査を受け承認を得る（再検査は何度でも可能）

**2022年4月24日までに税関局から承認が得られない場合、この日以降はEPEの税優遇を享受できない可能性がある**  
**あるので注意が必要！**

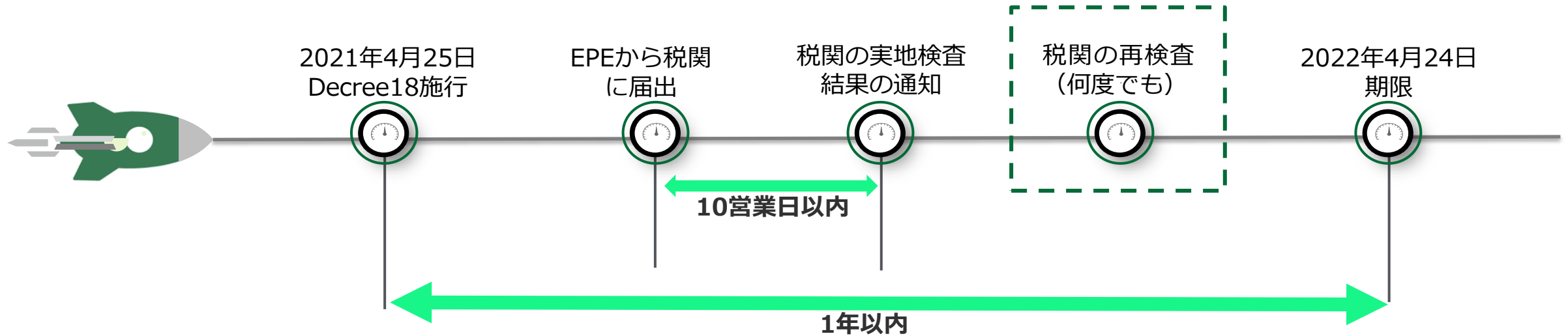


期限が限られているため、できる限り早目に3要件を満たし、税関局に届け出て、税関から検査を受けることをお勧めします。（期限内なら再検査は何度でも可能です）

## 最近のトピックス

### 2.2 税関がEPEに要求する3要件（概要）

#### タイムライン



EPEは、3要件を充足している旨をForm25に基づき税関に通知する

税関は、EPEから届け出があったら10営業日以内に検査を実施しForm26に基づき結果を通知する ⇒ 承認を得られない場合、期限までに何度でも再検査を受けることが可能

## 最近のトピックス

### 2.2 税関がEPEに要求する3要件（3要件の図化）

#### （監視カメラの設置場所のイメージ）

カメラが**必要**と思われる個所

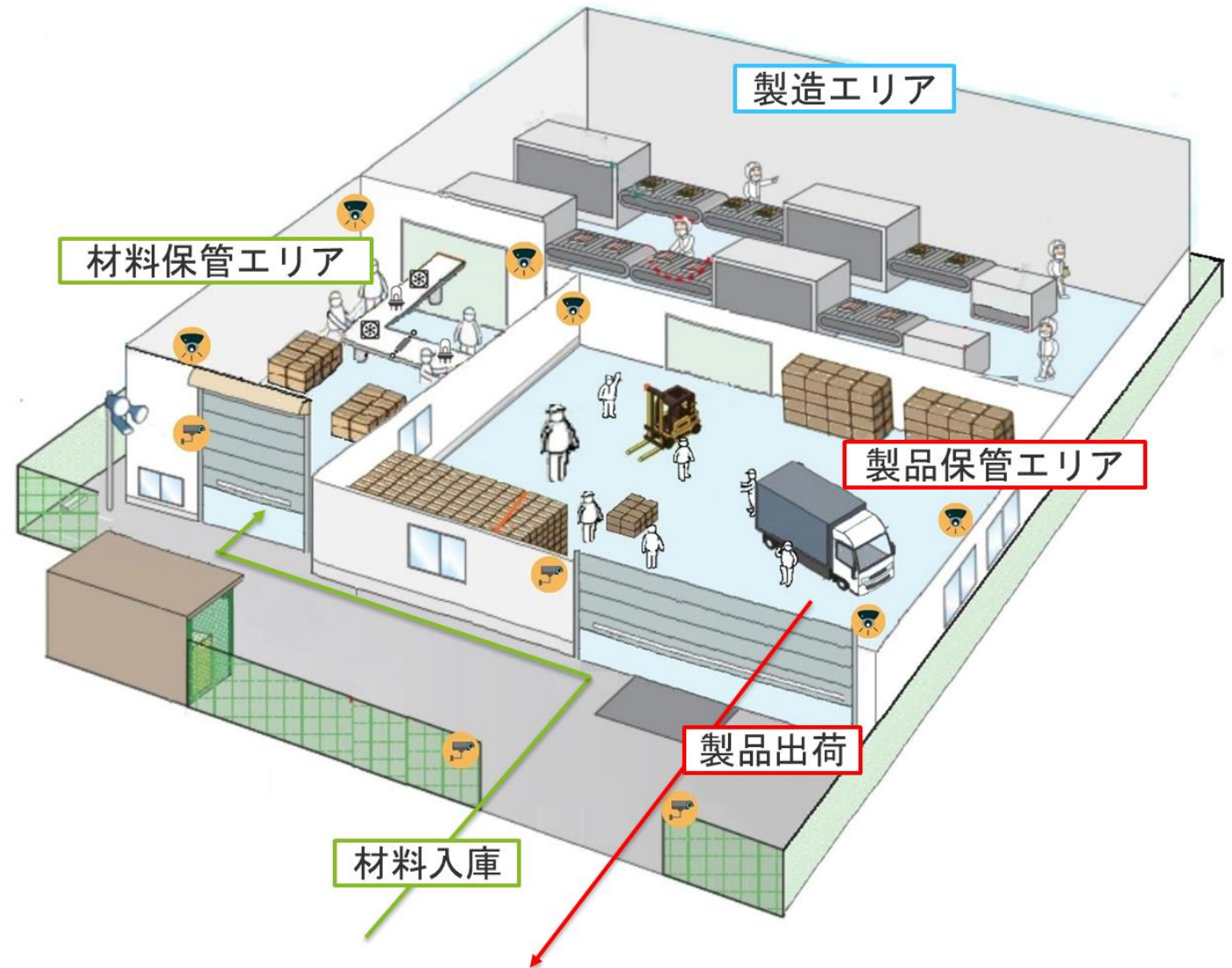
- ・ 材料、製品等在庫の保管エリア
- ・ 出入口（材料搬入口、製品出荷）

**設置不要**と思われる個所

- ・ 製造エリア
- ・ 食堂・事務所



監視カメラ



## 最近のトピックス

### 2.2 税関がEPEに要求する3要件

#### 既存のEPEが実施しなければならない事（重要）

EPEが税関に提出することが求められているファイナリゼーションレポートの内容は以下のとおり。

サーキュラー	リキレーションデータ BOM（標準消費量）、ロス率等	在庫（バランス）データ （原材料の受入・払出・残存の報告）
39/2018/TT- BTC (2018年6月5日施行)	以下のどちらかを選択可能  ①電子申告システムを通じて直接、実績のデータを報告 → 多くの会社が選択  ②紙ベースで実績BOMを期末後90日以内に提出→Form 16	以下のどちらかを選択可能  ①電子申告システムを通じて直接、実績のデータを報告 → 多くの会社が選択  ②紙ベースで期末日後90日以内に提出→Form 15（紙ベース）
	※将来的には、会社の生産管理システムを税関の電子通関システムに直接接続（リアルタイム）する事が予定されている（試験運用中）	

#### （良くある質問）

- ・在庫管理システムを使用せず、表計算ソフト（Excel）を利用する事は可能か？
- ・現時点で税関システムへの接続が必要か？

## 最近のトピックス

### 2.2 税関がEPEに要求する3要件

#### 要件③ 在庫管理システム

【現在税関から要求されている接続方法】



在庫管理システム



レポートをアップロード



税関システム

【将来のイメージ】



在庫管理システム



サーバー

リアルタイム接続（双方向）



税関システム

ご清聴いただき誠にありがとうございました。

ウェビナー終了後のアンケートに、ご協力よろしく願いいたします。



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

## **About Deloitte Vietnam**

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.